



金沢市公報

号外第7号の8

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目次 | ページ | |
|---|-----|---|
| 規 則 | | 高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (工業振興課) 2 |
| 金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (中央卸売市場) 1 | 1 | 金沢市観光会館条例施行規則の一部を改正する規則 (国際文化課) 2 |
| 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公設花き地方卸売市場) 1 | 1 | 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (観光課) 3 |
| 金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部を改正する規則 (国際文化課) 1 | 1 | 金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (中央卸売市場) 3 |
| 金沢市における企業立地及び中小企業構造の | | 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (公設花き地方卸売市場) 12 |

規 則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第43号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成17年条例第26号)の施行期日は、平成17年4月1日とする。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第44号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成17年条例第27号)の施行期日は、平成17年4月1日とする。

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第45号

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部を改正する規則

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則(平成元年規則第54号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(入場料の後納)

第5条の2 条例第7条の2ただし書の規定に基づき入場料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

第11条第2項第3号及び様式第6号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第46号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市観光会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第47号

金沢市観光会館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市観光会館条例施行規則（昭和37年規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

| | | | |
|--------------|------|----|-------|
| オーケストラ・ピット迫り | 3分割式 | 一式 | 5,000 |
|--------------|------|----|-------|

」を

「

| | | | |
|--------------|------|----|--------|
| オーケストラ・ピット迫り | 2分割式 | 一式 | 10,000 |
|--------------|------|----|--------|

」に、

「

| | | | |
|------------|--|----|-----|
| コントラ・バス用いす | | 1脚 | 200 |
|------------|--|----|-----|

」を

「

| | | | |
|-----------|--|----|-----|
| コントラバス用いす | | 1脚 | 200 |
| チェロ用いす | | 1脚 | 200 |

」に、

「

| | | | |
|-------------|--|----|-------|
| レーザーポイント指示器 | | 1個 | 1,000 |
|-------------|--|----|-------|

」を

「

| | | | |
|-------------|--|----|--------|
| レーザーポイント指示器 | | 1個 | 1,000 |
| 同時通訳設備 | | 一式 | 20,000 |
| L A Nカード | | 1枚 | 200 |

」に改

める。

様式第1号その2中

「

| | | | | | |
|-----------|----|--|--|--|--|
| コントラバス用いす | 1脚 | | | | |
|-----------|----|--|--|--|--|

」を

「

| | | | | | |
|-----------|----|--|--|--|--|
| コントラバス用いす | 1脚 | | | | |
| チェロ用いす | 1脚 | | | | |

」に、

「

| | | | | | |
|----|---------|----|--|--|--|
| その | 展示用パネル | 1組 | | | |
| | 講演用拡声機器 | 一式 | | | |

」を

| | | | | | | |
|---|-------------|----|--|--|--|--|
| 他 | OHP | 1台 | | | | |
| | レーザーポイント指示器 | 1個 | | | | |

| | | | | | | |
|---------|-------------|----|--|--|--|--|
| その 他 | 展示用パネル | 1組 | | | | |
| | 講演用拡声機器 | 一式 | | | | |
| | OHP | 1台 | | | | |
| | レーザーポイント指示器 | 1個 | | | | |
| | 同時通訳設備 | 一式 | | | | |
| | L A Nカード | 1枚 | | | | |

に改

める。

| | | | | | | |
|--------|-------------------------------|------|----|----|---|--|
| 様式第2号中 | 館長 | 事務局長 | 補佐 | 係長 | 係 | |
| | 金 沢 市 観 光 会 館 使 用 料 減 免 申 請 書 | | | | | |

を

| | |
|-------------------------------|-------|
| 金 沢 市 観 光 会 館 使 用 料 減 免 申 請 書 | に改める。 |
|-------------------------------|-------|

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第48号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第1号）」の次に「又は共通観覧券（様式第1号の2）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例第7条第4項ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第4条関係）

| | | | |
|------------|------------|-------------|-----------------------|
| No. _____ | No. _____ | No. _____ | ☒ |
| 控1 (種別) | 控2 (種別) | 観覧券 (種別) | 前田土佐守家資料館 金沢市老舗記念館 |
| _____ 円 | _____ 円 | _____ 円 | |

備考 種別は、団体及び個人とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

●金沢市規則第49号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第21号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|-----|------------------------------------|---|--|
| 目次中 | 「第4章 市場施設の使用(第69条 第76条)」 | を | 「第4章 卸売の業務に関する 第5章 市場施設の使用(第 第6章 監督(第76条の2) 第7章 金沢市中央卸売市場 |
| | 第5章 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会(第77条 第80条)」 | | |

物品の品質管理(第68条の2)

69条 第76条)

に、「第6章」を「第8章」に改める。

取引業務運営協議会及び市場取引委員会(第77条 第80条)」

第6条中「卸売金額の」を「卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の5に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。)の」に改める。

第20条第3項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

第24条の見出し中「合併」の次に「及び分割」を加え、同条第1項中「様式第9号)に」の次に「、仲卸業者である法人の分割に係る申請は仲卸業者営業分割認可申請書(様式第9号の2)に」を加える。

第30条第3項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第33条第4項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第39条第2項中「買受人」を「仲卸業者及び売買参加者」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

(許可に係る卸売業務以外の業務の承認申請)

第46条の2 条例第39条第1項の規定による承認の申請は、許可に係る卸売業務以外の業務(変更)承認申請書(様式第18号の2)によるものとする。

第50条から第52条までを次のように改める。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の承認申請)

第50条 条例第41条第3項の規定による承認の申請は集荷共同化に係る卸売(変更)承認申請書(様式第21号)に、同条第5項の規定による承認の申請は新商品開発に係る卸売(変更)承認申請書(様式第21号の2)によるものとする。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第51条 条例第43条第1項第3号の規則で定める生鮮食料品等は、次に掲げるものとする。

- (1) かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びびなしめじ並びに野菜の加工品
- (2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
- (3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干ししたものを除く。)
- (4) 加工食料品(前3号に掲げる加工食料品を除く。)
- (5) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの(前各号に掲げるものを除く。)

であって、市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして市長が別に定めるもの

2 条例第43条第2項の規定による申出は、保管場所指定申出書(様式第22号)によるものとする。

3 条例第43条第3項に規定する規則で定める書類は、申出をする場所の位置図とする。

4 条例第43条第4項の規定による届出は、保管場所指定解除届出書(様式第23号)によるものとする。

5 条例第43条第5項の規定による承認の申請は、予約相対取引市場外卸売承認申請書(様式第24号)によるものとする。

6 条例第43条第7項の規定による承認の申請は、電子商取引(変更)承認申請書(様式第24号の2)によるものとする。

する。

(仲卸業者又は売買参加者からの受託又は買受の承認申請)

第52条 卸売業者は、条例第44条の2の規定による市長の承認を受けようとするときは、仲卸業者又は売買参加者からの受託又は買受承認申請書(様式第24号の3)により市長に申請しなければならない。

第53条第1項中「卸売業者」を「卸売業者又は条例第48条第2項に規定する委託を受けた者」に、「条例第48条第1項」を「同条第1項又は第2項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「条例第48条第1項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 条例第48条第2項の確認は、電子商取引に係る受託物品の異状が確認できる写真等により行う。

第54条第2項、第55条及び第56条中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第57条の見出し中「買入れ申請」を「買入れ申請等」に改め、同条に次の3項を加える。

2 仲卸業者は、毎月10日までに、前月中に条例第50条第2項第1号の許可を受けて販売した物品の品名、数量、買付金額(消費税等相当額を含んだ金額をいう。以下同じ。)及び販売金額(消費税等相当額を含んだ金額をいう。以下同じ。)を市長に届け出なければならない。

3 条例第50条第6項の規定による承認の申請は、需要開拓に係る仲卸業者買付(変更)承認申請書(様式第27号の2)によるものとする。

4 条例第50条第7項の規定による届出は、同条第2項第2号又は第3号の契約に基づき買い入れて販売した物品の品名、数量、買付金額及び販売金額を記載した書類を提出して行うものとする。

第58条を次のように改める。

(許可に係る仲卸業務以外の業務の承認申請)

第58条 条例第51条第1項の規定による承認の申請は、許可に係る仲卸業務以外の業務(変更)承認申請書(様式第27号の3)によるものとする。

第59条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第54条第1項の規則で定める時刻は、販売開始時刻の1時間前とする。

第60条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第55条第1項の規則で定める時刻は、販売開始時刻の1時間前とする。

第64条の見出し中「承認申請」を「届出」に改め、同条中「承認の申請」を「届出」に、「支払猶予特約承認申請書」を「支払猶予特約(変更)届出書」に改める。

第84条の次に次の1条を加える。

(自動車の登録の義務)

第84条の2 市場内においては、あらかじめ市長の登録を受けた自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

第2条第2項に規定する自動車であって、同法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車のうちそれぞれ二輪のものを除いたものをいう。以下同じ。)でなければ、使用することができない。ただし、市長が別に定める自動車については、この限りでない。

2 市長は、自動車が前項の規定に違反して使用されていると認めるときは、市場内における当該自動車の使用の禁止を命ずることができる。

第6章を第8章とする。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会及び市場取引委員会

第77条の前の見出しを「(協議会の会議)」に改める。

第79条の見出しを「(専門部会)」に改め、同条第1項中「市場取引部会」を「専門部会」に改める。

第79条の次に次の1条を加える。

(市場取引委員会の会議)

第79条の2 市場取引委員会(以下「委員会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から請求があるときは、速やかに委員会の会議を招集するものとする。

3 第77条第2項及び第3項並びに第78条の規定は、委員会の会議について準用する。

第80条中「前3条」を「第77条から前条まで」に、「及び部会」の次に「並びに委員会」を加え、「又は部会」を「若しくは部会又は委員会」に改める。

第5章を第7章とする。

第74条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

第76条第2号中「第50条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその」を「第50条第2項ただし書の規定に基づき」に改める。

第4章を第5章とし、同章の次に次の1章を加える。

第6章 監督

第76条の2 条例第74条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- (3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理

第68条の2 条例第64条の2第1項の規定による卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、別表第1に掲げるもののほか、市長が別に定める。

2 仲卸業者、売買参加者その他の卸売の業務以外の業務に係る施設に係る事業者は、市場内における買受物品等について、別に定める品質管理の方法により、品質管理をするよう努めるものとする。

別表仲卸業者市場使用料の項中「第50条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその」を「第50条第2項ただし書の規定に基づき」に改め、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第68条の2関係)

| 部類 | 施設 | 取扱品目 | 設定温度 | 温度管理 | 品質管理の責任者の設置 | 品質管理の責任者の責務 | 品質管理の高度化を図るために必要な事項 |
|------|---------|-------|------------------------------|------------|--|--|---------------------|
| 青果部 | 可動式保冷库A | 野菜 | 摂氏5度から摂氏10度の範囲内で市長が定める温度 | 空冷式冷凍機による。 | 施設の欄に掲げる施設ごとに品質管理の責任者を置く。 | (1) 卸売物品の品質管理に常に留意し、卸売物品の管理状況を把握すること。 (2) 品質管理の責任者は、温度管理を行い、その点検状況を記録すること。 (3) 腐敗等による品質劣化を発見したときは、適正に処理すること。 | 市長が別に定める。 |
| | 可動式保冷库B | 野菜 | | | | | |
| | 可動式保冷库C | 野菜 | | | | | |
| | 可動式保冷库D | 野菜 | | | | | |
| | 可動式保冷库E | 野菜 | | | | | |
| | 可動式保冷库F | 野菜 | | | | | |
| | 可動式保冷库G | 野菜 | | | | | |
| | 可動式保冷库H | 野菜 | 摂氏1度から摂氏5度の範囲内で市長が定める温度 | | | | |
| | 可動式保冷库I | 果実 | | | | | |
| | 可動式保冷库J | 果実 | | | | | |
| | | 卸売場A | 野菜、果実 | | | | |
| 水産物 | 可動式保冷库K | 塩干 | 摂氏10度から摂氏13度の範囲内で市長が定める温度 | 空冷式冷凍機による。 | (1) 卸売物品の品質管理に常に留意し、卸売物品の管理状況を把握すること。 (2) 品質管理の責任者は、温度管理を行い、その点検状況を記録すること。 (3) 腐敗等による品質劣化を発見したときは、適正に処理すること。 | | |
| | 可動式保冷库L | 塩干 | | | | | |
| | 可動式保冷库M | 鮮魚 | | | | | |
| | 可動式保冷库N | 鮮魚 | 摂氏マイナス23度から摂氏0度の範囲内で市長が定める温度 | 水冷式冷凍機による。 | | | |
| | 冷蔵庫A | 鮮魚 | | | | | |
| | 冷蔵庫B | 冷凍、塩干 | | | | | |
| | 冷蔵庫C | 鮮魚 | | | | | |
| 冷蔵庫D | 鮮魚 | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---------|-----------|--|--|-----------------------------------|
| 部 | 卸 売 場 B | 鮮魚、 塩干 | | | 卸売物品の品質管理に常に留意し、卸売物品の管理状況を把握すること。 |
| | 卸 売 場 C | 鮮魚、 塩干 | | | |

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2 (第24条関係)

仲卸業者営業分割認可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 所 在 地
名 称
代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第23条第2項の規定により、金沢市中央卸売市場 部の仲卸しの業務を分割したいので、次のとおり申請します。

- 1 分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称及び所在地
- 2 分割の方法及び条件
- 3 分割の予定年月日
- 4 分割を必要とする理由
- 5 その他

様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第18号の2 (第46条の2 関係)

許可に係る卸売業務以外の業務 (変更) 承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
名 称
代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第39条第1項の規定により、許可に係る卸売業務以外の業務 承認に係る申請の内容の変更 をしたいので、次のとおり申請します。

- 1 業務の内容
- 2 業務を営む理由
- 3 業務開始の予定年月日
- 4 事業計画
- 5 その他

備考 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

様式第20号中「第41条第1項ただし書」を「第41条第1項第1号」に、「第41条第1項第3号」を「第41条第1項第1号ウ」に改める。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号 (第50条関係)

集荷共同化に係る卸売 (変更) 承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
名 称

代表者の氏名

印

金沢市中央卸売市場業務条例第41条第1項第2号の規定により、

集荷の共同化に係る卸売
承認に係る申請の内容の変更

をしたいので、

次のとおり申請します。

- 1 連携に関する契約の相手方の卸売市場の名称及び卸売業者の名称
- 2 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- 3 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- 4 当該卸売による卸売の数量の上限
- 5 当該卸売の実施期間
- 6 入荷量が著しく減少した場合の措置
- 7 当該卸売をしなければならない理由

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2 (第50条関係)

新商品開発に係る卸売 (変更) 承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者の氏名

印

金沢市中央卸売市場業務条例第41条第1項第3号の規定により、

新商品の開発に係る卸売
承認に係る申請の内容の変更

をしたいので、

次のとおり申請します。

- 1 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- 2 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- 3 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目
- 4 当該卸売による卸売の数量の上限
- 5 当該卸売の実施期間
- 6 国内産の農林水産物を利用した新商品の内容
- 7 当該卸売をしなければならない理由

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

様式第22号及び様式第23号中「第52条関係」を「第51条関係」に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第51条関係)

予約相対取引市場外卸売承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者の氏名

印

金沢市中央卸売市場業務条例第43条第1項第2号の規定により、市場外の卸売について承認を受けたいので、次

のとおり申請します。

- 1 所在地
- 2 施設の名称
- 3 物品の種類
- 4 その他

備考 契約書の写しを添付してください。

様式第24号の次に次の2様式を加える。

様式第24号の2 (第51条関係)

電子商取引(変更)承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第43条第1項第3号の規定により、
 情報通信の技術を利用する取引方法による卸売
 承認に係る申請の内容の変更

をしたいので、次のとおり申請します。

- 1 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目
- 2 取引方法
- 3 当該取引方法による卸売の数量の上限
- 4 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- 5 当該取引の実施期間
- 6 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称
- 7 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- 8 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

備考 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

様式第24号の3 (第52条関係)

仲卸業者又は売買参加者からの受託又は買受承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
 名 称
 代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第44条の2の規定により、仲卸業者又は売買参加者から物品の
 受託 買受け をしたいの

で、次のとおり申請します。

- 1 品目
- 2 産地
- 3 数量
- 4 予定価格
 - (1) 単価
 - (2) 金額
- 5 仲卸業者又は売買参加者の氏名又は名称及び住所
- 6 理由

「申請者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
 様式第25号中 名 称 を 「申請者 氏名又は名称
 代表者の氏名 印」 代表者の氏名

に、「の規定」を「又は第2項の規定」に改める。
 印」

「金沢市中央卸売市場 部卸売業者
 様式第26号中 名 称 を 「氏名又は名称
 代表者の氏名 様」 代表者の氏名

に、「の規定」を「又は第2項の規定」に改める。
 様」

様式第27号中「第50条第2項の規定により、次の買付けについて」を「第50条第2項第1号の規定による」に改め、「受けたいので」の次に「、次のとおり」を加える。

様式第27号の次に次の2様式を加える。

様式第27号の2 (第57条関係)

需要開拓に係る仲卸業者買付(変更)承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部仲卸業者
 氏名又は名称
 代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第50条第2項第3号の規定により、
 需要の開拓に関する契約に基づく買入れをし
 承認に係る申請の内容の変更

たいので、次のとおり申請します。

- 1 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- 2 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- 3 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- 4 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- 5 当該買入れの実施期間
- 6 新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓の内容
- 7 当該買入れをしなければならない理由

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

様式第27号の3 (第58条関係)

許可に係る仲卸業務以外の業務(変更)承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市中央卸売市場 部仲卸業者
 氏名又は名称
 代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第51条第1項の規定により、
 許可に係る仲卸業務以外の業務
 承認に係る申請の内容の変更 をしたいので、次の
 とおり申請します。

- 1 業務の内容
- 2 業務を営む理由
- 3 業務開始の予定年月日
- 4 事業計画

備考 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。
様式第28号を次のように改める。

様式第28号 (第59条関係)

卸売予定数量報告書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

報告者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
名 称
代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

単位 数量 : kg

| 品 目 | 卸 売 予 定 数 量 | | | | | 主要産地 |
|-----|--------------|--------------|----------------|------------------|---------------------------------|------|
| | A せり売又は入札 | B 相 対 取 引 | C 第 三 者 販 売 | D 電 子 商 取 引 等 | E 合 計 (A + B + C + D = E) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

様式第29号及び様式第30号中「市場外予約相対取引」を「第三者販売 電子商取引等」に改める。
様式第35号を次のように改める。

様式第35号 (第64条関係)

支払猶予特約 (変更) 届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 金沢市中央卸売市場 部卸売業者
名 称
代表者の氏名 印

金沢市中央卸売市場業務条例第62条第1項の規定により、
支払猶予の特約について 届出の内容を変更したので、次のとおり届け出ます。

- 1 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 特約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 特約の内容
- 4 支払方法
- 5 その他

備考 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第20条、第30条及び第33条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第50号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「卸売金額の」を「卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の5に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）の」に改める。

第18条第3項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書

第22条の見出し中「合併」の次に「及び分割」を加え、同条第1項中「様式第9号）に」の次に「、仲卸業者である法人の分割に係る申請は仲卸業者営業分割認可申請書（様式第9号の2）に」を加える。

第28条第3項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第31条第4項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第48条及び第49条を次のように改める。

（仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売の承認申請）

第48条 条例第41条第3項の規定による承認の申請は、集荷共同化に係る卸売（変更）承認申請書（様式第21号）によるものとする。

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第49条 条例第43条第1項第3号の規則で定める物品は、次に掲げるものとする。

- (1) 花きのうち種苗、花木、鉢植のもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの
 - (2) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（前号に掲げるものを除く。）であって、市長が市場に対する供給事情が比較的安定していると認めたもの
- 2 条例第43条第2項の規定による申出は、保管場所指定申出書（様式第22号）によるものとする。
 - 3 条例第43条第3項に規定する規則で定める書類は、申出をする場所の位置図とする。
 - 4 条例第43条第4項の規定による届出は、保管場所指定解除届出書（様式第23号）によるものとする。
 - 5 条例第43条第5項の規定による承認の申請は、予約相対取引市場外卸売承認申請書（様式第24号）によるものとする。
 - 6 条例第43条第7項の規定による承認の申請は、電子商取引（変更）承認申請書（様式第24号の2）によるものとする。

第50条を次のように改める。

第50条 削除

第51条第1項中「卸売業者」を「卸売業者又は条例第48条第2項に規定する委託を受けた者」に、「条例第48条第1項」を「同条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第48条第1項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第48条第2項の確認は、電子商取引に係る受託物品の異状が確認できる写真等により行う。

第56条中「第50条第2項」を「第50条第2項第1号」に改め、「買付金額」の次に「(消費税等相当額を含んだ金額をいう。以下同じ。)」を加える。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第62条の見出し中「前渡金及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第63条の見出し中「承認申請」を「届出」に改め、同条中「承認の申請」を「届出」に、「支払猶予特約承認申請書」を「支払猶予特約(変更)届出書」に改める。

第75条第2号中「第50条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその」を「第50条第2項ただし書の規定に基づき」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第73条関係)

| 種 別 | 金 額 (月 額) |
|---|---|
| 卸売業者市場使用料 | 当該月の卸売金額の1,000分の3に相当する額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下「卸売業者売上高割使用料」という。)及び卸売場の面積1平方メートルにつき 514円50銭 |
| 仲卸業者市場使用料 | 仲卸業者が条例第50条第2項ただし書の規定に基づき買い入れた物品の当該月の販売金額の1,000分の3に相当する額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下「仲卸業者売上高割使用料」という。)及び仲卸売場の面積1平方メートルにつき 1,417円50銭 |
| 関連事業者市場使用料 | 関連事業売場の面積1平方メートルにつき 1,512円 |
| 事務所使用料 | 事務所の面積1平方メートルにつき 1,512円 |
| 保冷施設使用料 | 保冷施設一式 68,565円 |
| 苗物保管施設使用料 | 苗物保管施設の面積1平方メートルにつき 178円50銭 |
| <p>摘要</p> <p>1 使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 卸売業者市場使用料 卸売業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額</p> <p>(2) 仲卸業者市場使用料 仲卸業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額</p> <p>(3) その他の使用料 この表により算定した額</p> <p>2 前項の使用料の額は、消費税等相当額を含んだ額である。</p> | |

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2(第22条関係)

仲卸業者営業分割認可申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第23条第2項の規定により、金沢市公設花き地方卸売市場の仲卸しの業務を分割したいので、次のとおり申請します。

- 1 分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称及び所在地
- 2 分割の方法及び条件
- 3 分割の予定年月日
- 4 分割を必要とする理由
- 5 その他

様式第20号中「第41条第1項ただし書」を「第41条第1項第1号」に改める。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号 (第48条関係)

集荷共同化に係る卸売 (変更) 承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
 名 称
 代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第41条第1項第2号の規定により、集荷の共同化に係る卸売承認に係る申請の内容の変更をした

いので、次のとおり申請します。

- 1 連携に関する契約の相手方の卸売市場の名称及び卸売業者の名称
- 2 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- 3 その他

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

様式第22号及び様式第23号中「第50条関係」を「第49条関係」に改める。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第49条関係)

予約相対取引市場外卸売承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
 名 称
 代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第43条第1項第2号の規定により、市場外の卸売について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 所在地
- 2 施設の名称
- 3 物品の種類
- 4 その他

備考 契約書の写しを添付してください。

様式第24号の次に次の1様式を加える。

様式第24号の2 (第49条関係)

電子商取引 (変更) 承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
 名 称
 代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第43条第1項第3号の規定により、情報通信の技術を利用する取引方法承認に係る申請の内容の変更

による卸売をしたいと思いますので、次のとおり申請します。

- 1 当該取引の対象となる物品の品目

2 取引方法

3 その他

備考 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

「申請者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
 様式第25号中 名 称 を「申請者 氏名又は名称
 代表者の氏名 印」 代表者の氏名

に、「の規定」を「又は第2項の規定」に改める。
印」

「金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
 様式第26号中 名 称 を「氏名又は名称
 代表者の氏名 様」 代表者の氏名

に、「の規定」を「又は第2項の規定」に改める。
様」

様式第27号中「第50条第2項の規定により、次の買付けについて」を「第50条第2項第1号の規定による」に改め、「受けたいので」の次に「、次のとおり」を加える。

様式第28号及び様式第29号を次のように改める。

様式第28号 削除

様式第29号 (第58条関係)

卸売予定数量報告書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

報告者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
 名 称
 代表者の氏名 印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第54条第1項の規定により、次のとおり報告します。

単位 数量：本又は鉢

| 品 目 | 卸 売 予 定 数 量 | | | | | 主要産地 |
|-----|--------------|--------------|----------------|------------------|---------------------------------|------|
| | A せり売又は入札 | B 相 対 取 引 | C 第 三 者 販 売 | D 電 子 商 取 引 等 | E 合 計 (A + B + C + D = E) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

様式第30号及び様式第31号中「市場外相対取引」を「第三者販売 電子商取引等」に改める。

様式第34号を次のように改める。

様式第34号 削除

様式第36号を次のように改める。

様式第36号 (第63条関係)

支払猶予特約（変更）届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 金沢市公設花き地方卸売市場卸売業者
名 称
代表者の氏名

印

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第62条第1項の規定により、支払猶予の特約について、次のとおり届出の内容を変更したので、次のとおり届出ます。

- 1 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 特約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 特約の内容
- 4 支払方法
- 5 その他

備考 変更の場合は、該当項目について変更前及び変更後の内容を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18条、第28条及び第31条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

| | | | |
|-------------------|------|-----|-----------|
| 平成17年(2005年)3月31日 | 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 平成17年(2005年)3月31日 | 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| | | 印刷者 | 前 川 稔 |
| | | 印刷所 | (株) 共 栄 |
| 定価 | 100円 | | |